

玄海原発全基差止・処分取消請求控訴審

いよいよ来年1月20日判決です。

初めての高裁勝訴判決を！

2025年8月20日

弁護士 冠木 克彦

みなさん、プルサーマル裁判以来約15年に至る長き裁判について、いよいよ来年1月20日午後2時30分、2時45分、2本の高裁判決を迎えることになりました。原発をなくし安心して平和に生きることを求め、昼夜努力を続けてこられた皆さんとともに勝利判決を獲得したいと思います（なお、行政訴訟は9月4日に結審しますが、判決は同日です）。

争点はいずれも原発の本質の問題です。一番よく議論をし、相手との間でシビアな対立点は地震動の問題です。

1 入倉・三宅式は震源インバージョンによらない断層面積を用いた場合に地震モーメントが過小評価となり、従って、現行玄海原発の耐震性が過小評価となり危険ではないかという問題です。

これについては、国側の主張がまともに答えておらず、裁判所も真正面から対応していないという問題があります。

2 もうひとつの最大の問題が「ばらつき」問題です。原発の耐震性を定める基準として基準地震動を算出しますが、その際、原発立地の断層で地震が起こった場合どの程度の地震動が発生するかについては、これまで世界や日本で歴史的に生じた大きな地震のデータから導いた経験式を用いて、原発立地の断層面積の地震動を計算します。

例えば、入倉・三宅式の経験式を用いる場合は

$$M_0 = (S / 4.24 \times 10^{11})^2 \times 10^{-7}$$

と表示され、このSに原発立地の断層面積を代入すると数値が計算されます。これは平均値です。現実の地震が平均値で襲うなどということはありません。そのため、地震動ガイドでは、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と規定しています。ここから私達の主張は、経験式で算出した M_0 （地震モーメント）に「ばらつき」分、つまり、工場など生産現場で使われている標準偏差分を上乗せすべきと主張しています。この点は、2020年（令和2年）12月4日の大阪地方裁判所で認められていますが、

